

こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書

～「こども大綱」の策定に向けた論点～

(骨子案)

1. これまでの検討の経緯

(1) こども基本法の成立

- 令和4年6月にこども家庭庁設置法とこども基本法が成立。
- これを受け、同年9月から、こども大綱の策定に向けた論点について議論を開始。こども大綱策定に当たり、こどもや若者、子育て当事者を取り巻く現状や課題を正しく把握しニーズを的確に捉えるため、こどもや若者、子育て当事者、学識経験者等の意見を直接聴くこととした。

(2) こどもまんなかフォーラム等の実施

- 令和4年9月～令和5年1月に、こどもまんなかフォーラム、関係団体・有識者との対話、現場視察・意見交換、内閣府ユース政策モニターに対するWebアンケートを実施。こどもや若者、子育て当事者、NPO等の民間団体、学識経験者など、幅広い関係者と意見交換。
- こどもまんなかフォーラム及び関係団体・有識者との対話は、オンラインにて同時配信し広く国民に公開。

(3) こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

- こどもや若者、子育て当事者等から直接意見を聴く中で、新たな気付きや示唆が得られた。(具体的な気付きや示唆について列挙する予定。)

2. こども大綱の役割

(1) こども大綱の位置づけ

- こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めるもの。
- 既存3大綱を「こども大綱」として一元化するとともに、更に必要なこども施策を盛り込む。
- こども施策は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなり、こどもや若者に関する施策、少子化を克服するための施策が幅広く含まれるもの。
 - ・「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長と、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指す。
 - ・「一体的に講ずべき施策」とは、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援策ではないが、こどもや子育て家庭に関する支援、加えて、「こどもに関する施策」と連続して行わ

れるべき若者に係る施策を指し、教育支援・雇用施策・医療施策など幅広い施策が含まれる。

- こども大綱は原則、具体的な目標とその達成期間を定め、中長期的なPDCAサイクルを構築。
- 地方自治体、民間団体等にとっても参照となるもの。

(2) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の姿

- 基本法では、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」が目的。
- 常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもや若者に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現し、こどもや若者の視点で、あらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。また、少子化の背景にある、若者の経済的な不安定さや長時間労働、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど個々人の結婚や妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因を一つ一つ取り除いていく。
- こどもや若者が自分らしく尊厳を持って自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産み育てたいと考える個人の希望をかなえることは、個人の幸福追求において非常に重要。同時に、少子化・人口減少の流れを大きく変えることは、未来を担う人材を社会全体で育み、社会全体の幸福を追求し、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。こども施策は、「個人の幸福」と「社会経済の幸福・持続可能性」の両面を実現する価値の大きなもの。

3. こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項

(1) こどもや若者、子育てをしている人々の視点に立って考えること

- こどもや若者が意見表明と自己決定の主体であることを認識し、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から、こどもや若者の意見を年齢や発達段階に応じて施策に反映。また、子育て当事者の意見を施策に反映。
- こどもまんなかフォーラム等を通じて、こどもや若者、子育て当事者から直接意見を聴き、新たな気づきや示唆を数多く得た。

(2) こどもや若者の心身の成長プロセスに沿って切れ目なく対応すること

- こどもや若者の成長プロセスを切れ目なく支える。
- 若者が将来に見通しを持ち、未来に希望を持てるようになることは、少子化の克服や貧困の連鎖の防止につながる。

(3) 全てのこども・若者や家庭への対応を基本としつつ、困難を抱えるこども・若者や

家庭のニーズにもきめ細かく対応すること

- 全ての子どもや若者の幸福（Well-being）を「身体」・「心」・「社会（環境）」の観点から、多角的に考えることが重要。国として、子どもや若者が全国どこにいても必要な支援が受けられるようにすること、地域の実情や多様な家族の在り方等を踏まえ、きめ細かに取り組むことが重要。
- 虐待、いじめ、不登校、障害、非行、子どもの貧困を始め、様々な困難を抱えた子どもや若者、家庭について、誰一人取り残さず、抜け落ちることなく支援。表出した課題にとどまらず、成育環境等の根深い課題へのアプローチが必要。医療・福祉・教育が連携して対応する環境整備が重要。組織・年齢の壁の克服、オンライン・ICTの活用、プッシュ型・アウトリーチ型で支援。個別のニーズに応じた支援とあわせて、包摂（インクルージョン）推進の観点が重要。

(4) 施策の総合性を確保するとともに、地方自治体、民間団体等との連携を重視すること

- 政府を挙げて、関係省庁との間で縦割りの壁を作ることなく、横の連携を深めながら、統一性・総合性を確保。子ども家庭庁は、子ども施策の企画・立案・総合調整を担う。
- 地方自治体やNPO等の民間団体との連携確保、国際機関との議論や国際社会で活動する若者団体やNGOとの連携強化。
- 社会の持続的発展を担う人材を大切に育む視座を持ち、社会的ムーブメントをもって、大胆かつ強力に推進。

(5) 中長期的視点に立って、PDCAサイクルを構築すること

- 子ども大綱の目標達成期間は、おおむね5年。
- 目標・指標は、階層化・メリハリをつけ、中長期的視点に立ったPDCAサイクルを構築。

4. 子ども施策を具体的に進めるに当たっての基本姿勢

(1) 子どもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

- 子どもや若者は、未来を担う存在であるとともに今を生きている。保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として尊重。
- 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」を、今一度、社会全体で共有する必要。

(2) 子どもや若者の心身の成長プロセスに応じた切れ目ない施策の確保

- 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、質が高く、適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供していくことが必要。

- 様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者の状況に応じ、円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。

(3) こどもに関わる大人や子育てをしている大人への重層的な支援の確保

- 保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合うことで、喜びや充実感を得られる環境を社会全体で整備。父親が主体性を持って子育てを行う、父親が子育てをする権利を保障。
- 支援に関わる大人が、喜びや充実感を得ながら、自身のキャリアパスを構築できるように。メンタルケアや多様な人材確保・育成にかかる取組も重要。

(4) 待ちの支援から、予防的な関わりの強化、必要な支援を確実に届けるためのプッシュ型支援・アウトリーチ型支援

- 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、それぞれのこども・若者や家庭の状況に合わせた支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- SNSを活用したプッシュ型の情報発信やこどもや若者や子育て当事者にとってわかりやすい広報の充実強化等の推進。

(5) こども施策のEBPMの推進

- こども家庭審議会にて点検・評価し、骨太の方針に反映。
- こどもや若者に関する総合的な調査や大学・民間研究機関等と連携した調査研究を充実。

(別添1) こども政策に係る有識者会議報告書

(別添2) こどもまんなかフォーラム及び関係団体・有識者との対話における意見

(別添3) 内閣府ユース政策モニターからの意見（Webアンケート）

(別添4) 小倉大臣による視察・意見交換等実施報告

(別添5) 結婚・子育てに関する当事者の意識・声（意識調査等から）

(別添6) 少子化社会対策大綱の推進に関する検討会中間評価

(別添7) 子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見
（令和5年1月子供の貧困対策に関する有識者会議）